

令和 2 年度予算編成方針

1. 経済状況と国の政策

我が国の経済状況の先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなか、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されている。一方、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしている。

こうした状況の中、政府は、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現するため、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代『Society5.0』への挑戦～」、「成長戦略実行計画」等に基づき、成長と分配の好循環の拡大を目指す、としている。

国の令和 2 年度予算編成の基本的方針では、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）を踏まえ、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から前年度当初予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する、としている。国の政策は、地方財政へ与える影響が大きいことから、今後も国の動向に注視していく必要がある。

2. 地方財政の課題

総務省は、地方団体が、少子高齢化に対応した人づくり革命や、防災・減災、国土強靱化をはじめとする暮らしの安全・安心の確保などの取組を進めるとともに、引き続き地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとしている。

また、地方財政については、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。特に地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保する、としている。

しかしながら、令和 2 年度の地方財政計画が示されていない状況において、今後の地方を取り巻く環境も不透明であることから、その動向に十分留意しながら、弾力的な対応を行う必要がある。

3. 市の財政状況

(1) 平成30年度決算の状況

平成30年度一般会計の決算額は、歳入総額約387億円、歳出総額約379億円となり、前年度と比較して歳入で約4億円増、歳出でも約8億円の増となり、実質収支は約8億円の黒字となった。

歳入については、全体の約36%を占める市税のうち、固定資産税で1億5千万円の減、法人市民税については、市内大手企業の減益等から3億7千万円もの大幅な減収となるなど、市税全体で前年度と比較して約5億2千万円の減（対前年度3.6%減）となった。

また、地方消費税交付金については約1億3千万円の増となったものの、地方交付税については、普通交付税の減などにより約1億7千万円の減となった。

歳出については、人件費は約3千万円の減、扶助費も公立保育所・幼稚園入所給付金（代理受領分）の減により決算上は4億3千万円の減となったが、その影響を控除した実質的な扶助費ベースでは、民間保育園・認定こども園運営費、生活保護費や障害者自立支援給付費の増により7千万円増となった。

一方、普通建設事業費は、市民会館改修事業、井野なないろ保育所・地域子育て支援センター整備事業などにより約11億3千万円の増となった。

次に、普通会計における財政指標を見ると、経常収支比率は、法人市民税の減収などにより96.0%となっており、県内ワースト4位となっている。また、標準財政規模に対する財政調整基金などの積立金残高比率は県内ワースト3位の19.9%であり、県内平均の53.4%と比較すると著しく低く、予断を許さない状況にある。このようなことから、自立的、自主的な財政運営を確保する上で、更なる財政体質の強化が急務である。

(2) 令和2年度予算収支の見通し

令和2年度の収支見通しについては、概算要求を集計した結果、一般財源ベースで17億7千万円の財源不足となり極めて厳しい状況となった。

歳入については、市税のうち個人市民税や固定資産税の現年分で前年度と比較し増となるが、法人市民税は引き続き市内大手企業の減益による大幅な減収が見込まれ、滞納繰越分についても、これまで滞納処分強化を図ってきたことにより滞納繰越見込額が縮小され減になるため、市税全体では減収を見込んでいる。

地方消費税交付金は消費税率の引き上げに伴い増となるものの、歳入一般財源全体では、前年度と比較して減となる見込みであることから、極めて厳しい状況である。

歳出については、少子高齢社会の進展などにより、引き続き社会保障関係経費の増加が顕著なものとなっており、後期高齢者医療及び介護保険などへの療養給付費の増加等による特別会計への繰出金が増加の一途を辿っている。また、会計年度任用職員制度の導入、消費税率の引上げの影響に加え、一部事務組合への負担金や施設の指定管理料のほか、維持管理経費などの物件費についても増加傾向が続いており、財政を圧迫する要因となっている。

このような現況を十分認識し、歳出全般について節減合理化措置を積極的に講じることにより徹底した精査を行い、予算編成作業に取り組むこととする。

4. 予算編成基本方針

(1) 令和2年度予算編成について

行財政運営に充てることが可能な資源が限られている厳しい状況において、様々な行政課題の解決を図っていくこととあわせて本市の魅力度を高め、本市が「選ばれるまち」となるよう、様々な分野の施策を積極的に展開してきたことにより、施策の実施効果が順調に発現している。

令和2年度は、「第六次取手市総合計画」の次期基本計画となる「とりで未来創造プラン2020」（計画期間：令和2年度～令和5年度）がスタートする年度となるため、従来から継続して実施し、効果を上げている事業に加えて、新たな実施効果を生み出し、まちの活性化につながる事業も推進し、また、SDGs（持続可能な開発目標）の推進も視野に入れ、次の世代が将来にわたって誇りを持って住み続けていくことができる、魅力あるまちづくりを進めていくことが重要となる。

現在、策定作業を進めている「とりで未来創造プラン2020」において「重点事業」として位置付けた事業については、優先的に予算を配分することにより、限られた行政資源の効果的・効率的な配分を行い、より一層メリハリのある行財政運営を行っていくこととする。

上記の観点から、令和2年度予算については、非常に逼迫した財政状況の下で、事業の必要性や緊急性、妥当性、有効性、政策的な優先度、費用対効果などの視点を踏まえた「選択と集中」による事業の取捨選択を徹底することとし、以下の項目を基本方針として編成する。

①魅力ある都市空間づくり

将来の世代が本市に魅力を感じて住み続けていくためには、大規模な都市の改造を図ることにより、魅力ある新しい都市空間を創出していく必要がある。

取手駅西口地区については、土地区画整理事業による基盤整備とあわせて、市街地再開発事業による土地利用の高度化などを図り、土地区画整理事業の事業効果の早期発現と「まちの顔」としての魅力ある市街地形成を進め、中心市街地の魅力向上と賑わい・活力創出につなげていく。

桑原地区については、新市街地の創出に向け、地域特性や地元意向を踏まえて早期事業化を目指し、大規模な商業・業務施設を核とした新たなまちづくりを推進していくことにより、生活環境の向上や雇用創出、若者世代の定住を促進し、まち全体の活力・魅力度のアップにつなげていく。

②定住化促進及び少子高齢化への対応

本市の知名度・認知度の向上による定住人口の増加を図るため、様々な手法によるシティプロモーションを広範に展開し、効果的なイメージアップ施策を引き続き積極的かつ重層的に展開していく。

あわせて、子育て支援や産業支援、健康増進、中心市街地活性化などの重点的に展開している様々な分野の施策についても、本市の「政策面の魅力」として市内外への情報発信を積極的に行い、取手ブランドの構築を一層充実させていく。

ファミリー層向けの住宅取得支援として、住宅取得補助の継続など、住居確保に関する支援策をより一層推進し、定住人口の増加につなげるとともに、まちの活力向上のため、産業振興・活性化のための起業支援及び企業誘致による雇用創出・就労支援

を引き続き推進していく。

健康で幸せに暮らすことができるための施策として、健康づくり推進事業を引き続き推進することにより、運動習慣の維持継続につなげるとともに、生活習慣病や寝たきり予防などのための運動・栄養両面からの施策を進める。

③安全・安心な教育環境の実現

児童生徒が安心して日々の学校生活を送り、心身ともに健やかに成長していけるようにするため、「取手市みんなでいじめをなくすための条例」及び「取手市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止対策のための施策を引き続き重点的に推進することに加えて、再発防止策を積極的に講じていく。

経年劣化の激しい学校施設の改修を引き続き進めるとともに、特別教室へのエアコン設置や通学路の安全対策などを進め、安全・快適な教育環境の整備・充実を図る。

④市民協働と持続可能な自治体経営

多種多様な地域課題を行政と市民とが協働して解決していくため、様々な市民活動の支援や市民活動団体の育成・連携事業に引き続き取り組み、市民や市民団体とのより一層の協働を進めていく。

歳入を確実に確保し、健全かつ規律ある行財政運営を行っていくため、債権管理条例に基づき、全庁的に適正な債権管理及び徴収手続を行っていくとともに、未活用の市有財産の処分を進めるなど、市税以外の財源の確保を推進していく。

行政サービスの質の向上と持続可能な行財政運営を行っていくため、引き続き積極的な行政改革に取り組んでいく。

⑤市制施行 50 周年

令和 2 年度は市制施行 50 周年を迎えるため、半世紀という大きな節目を記念する様々な事業や行事を行政のみならず、市民や市民団体と広く連携して実施する。

また、市制施行 50 周年を単発的なイベントとはせず、これを契機として、今後の新たな 50 年に向けた長期的なまちづくりの理念や方向性を行政と市民とで共有し、市民一人ひとりが将来のまちづくりを担っていく当事者であるという意識を醸成することにより、将来にわたって魅力にあふれ、誇りの持てるまちづくりを市民協働で推進していく。

(2) 経費区分の方針

①政策経費

政策経費は、令和 2 年度予算概算要求で 1 1 1 事業の要求があり、このうち令和 2 年度に実施予定の 7 0 事業について通知したところであるが、令和元年度の実質的な予算額と比較してさらに約 6, 6 0 0 万円の増（一般財源ベース）となっている状況である。

このような状況から、前述の 5 つの基本方針を重点施策として推進するものとし、予算についても優先的に配分することとする。

但し、概算要求において実施予定となった事業であっても、事業の目的、効果、財源措置などを改めて検証し、真に必要な事業を厳選するものとする。

②一般・確定経費

令和2年度予算概算要求の集計結果では、一般・確定経費について、令和元年度当初予算と比較して一般財源ベースで約13億4千万円の増額要求となった。

このような状況を踏まえ、令和2年度の各部要求額については、制度上やむを得ないものや、特別会計への繰出金、一部事務組合への負担金を除き、**原則令和元年度予算額（一般財源ベース）を上限額（ゼロシーリング）とする。**そのため各部局は、徹底して所管する事務事業を精査することにより、**歳出全般について経費の節減合理化措置を積極的に講じ、事業費について部内調整を十分に行った上で要求することとする。**

以上、予算編成方針を示したが、国の予算編成や地方財政計画の動向などの変動要素等も踏まえ、予算編成過程で弾力的な見直しを行うこととするが、歳入に見合った歳出が予算の基本であるということを再認識し、重点施策に優先的に予算配分する一方、重点施策以外は抑制していかなければならない。

当市の置かれた厳しい財政現況に対して最大限の危機感を持つとともに、職員一人ひとりが予算編成の主体となり、少ない経費で市民満足度が高い行政サービスが提供できるよう組織の英知を結集した特段の取組を期待する。

令和元年10月18日

取手市長 藤井 信吾